

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	10	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> <u>その他</u> （都市計画税、地方消費税）	
要望項目名	障害者総合支援法の改正等に伴う税制上の所要の措置	
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、固定資産税の非課税措置等、税制上の優遇措置の適用を受けることができることとされている。</p> <p>・ 特例措置の内容 令和4年12月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法等改正法」という。）において、①新たな障害福祉サービス（就労選択支援）を創設するとともに、既存の障害福祉サービスについて、②対象者の拡大（就労継続支援）、③支援内容の拡充（共同生活援助）を行ったことから、障害者総合支援法等改正法の施行後も、これらの障害福祉サービスに係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税及び事業所税について、引き続き非課税とすることを要望する。</p> <p>なお、今回の税制改正要望は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前優遇措置が認められている障害福祉サービスの支援内容等が拡充されるもの ・ 障害福祉サービスに新たなサービスを新設したもの <p>であるが、支援対象者の拡大・支援内容の拡充にとどまるものであり、新事業のみを行う事業所は制度上想定されず、事業所の増加に影響を与えないと考えられることから、減収は見込んでいない。</p> <p>（ 関係条文 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法第5条第14項、第17項（令和6年4月1日施行） ・ 障害者総合支援法第5条第13項（公布の日から起算して3年以内施行） ・ 社会福祉法第2条第3項 ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の4第1項第4号の6・第4号の7、第348条第2項第10号の6・第10号の7、第701条の34第3項第10号の6・第10号の7、第702条の2第2項 ・ 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条の10第2項第6号、第49条の15第2項第9号、第56条の26の5 	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 障害者総合支援法等改正法は、障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズに対する支援の強化により、障害者等の希望する生活を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 政策目的を達成するには、障害者の暮らしや就労を支えるサービスの安定的な提供及びその質の向上が不可欠である。障害福祉サービス事業等については、現行、社会福祉法上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、固定資産税の非課税措置等、税制上の優遇措置の適用を受けることができ、当該優遇措置が政策目的の達成に寄与している。今般、障害者総合支援法等改正法において、①新たな障害福祉サービス（就労選択支援）を創設するとともに、既存の障害福祉サービスについて、②対象者の拡大（就労継続支援）、③支援内容の拡充（共同生活援助）を行ったところであり、障害者総合支援法等改正法の施行後も、上記と同様の趣旨のほか、サービス間の公平性も鑑み、固定資産税、都市計画税、不動産取得税及び事業所税の非課税措置を行う必要がある。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 施策目標Ⅷ-1-1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること
	政策の達成目標	障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズに対する支援の強化により、障害者等の希望する生活を実現することを目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	既存の就労継続支援及び共同生活援助について、事業所数及び利用者数が年々増加するなどサービスの活用が進んでおり、障害者の地域社会における共生の実現に向けた取組が促進されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援：20,710 事業所（令和5年4月時点） ・共同生活援助：12,673 事業所（令和5年4月時点） ・就労選択支援については、就労選択支援の実施主体には就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターを見込んでおり、それぞれ設置数は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所：2,934 事業所（令和5年4月時点） ・障害者就業・生活支援センター：337 事業所（令和5年4月時点）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新たに創設した障害福祉サービス（就労選択支援）や、対象者の拡大を行った既存の障害福祉サービス（就労継続支援）及び支援内容の拡充を行った障害福祉サービス（共同生活援助）について税制措置を行うことが、サービスの安定的な提供及びその質の向上に寄与すると考えられるため、政策目的の実現に有効な措置である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	令和4年度税制改正要望において、国税（所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税及び登録免許税）及び地方税（個人住民税、法人住民税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税）について同様の要望を行い、今般要望している税目を除く全ての税目について、いずれも税制優遇措置の適用が認められたところである。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現行、社会福祉事業である障害福祉サービス事業等は、その公益性等を鑑みて、固定資産税の非課税措置等、税制上の優遇措置の適用を受けているところであり、新たに創設した障害福祉サービス（就労選択支援）や、対象者の拡大を行った既存の障害福祉サービス（就労継続支援）及び支援内容の拡充を行った障害福祉サービス（共同生活援助）について税制措置を行うことは、現行制度との一貫性やサービス間の公平性を担保するとともに、政策目的を達成する妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	障害福祉サービスの充実等、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	既存の就労継続支援及び共同生活援助について、事業所数及び利用者数が年々増加するなどサービスの活用が進んでおり、障害者の地域社会における共生の実現に向けた取組が促進されている。
これまでの要望経緯	令和4年度税制改正要望において、国税（所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税及び登録免許税）及び地方税（個人住民税、法人住民税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税）について同様の要望を行い、今般要望している税目を除く全ての税目について、いずれも税制優遇措置の適用が認められた。不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税については、障害者総合支援法等改正法の施行に併せて要望することとした。